

日野市後援名義使用に関する事務取扱要綱

令和8年4月1日制定

日野市後援等名義使用承認事務取扱要綱（令和3年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、日野市（以下「市」という。）の後援名義使用事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（後援の基準）

第2条 市が後援することができる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の主催団体が、次のいずれかに該当するものであること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア 官公庁

イ 学校及び学校の連合体

ウ 公益法人及びこれに準ずる団体

エ 民間の企業又は団体。ただし、宗教的、政治的、暴力的目的を有しているものは除く。

(2) 事業の内容が、次のすべてに該当するものであること。ただし、市長が不相当と認める場合は、この限りでない。

ア 市の行政運営に関する方針及び施策に反しないもの

イ 市民の教育、文化、福祉等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるもの

ウ 宗教の布教・宣伝等の活動、宗教的意義を持つものでないもの

エ 公正で、政治的中立性の趣旨に反しないもの

オ 特定の主義主張の浸透を図るものでなく、行政の中立性を損なわないもの

カ 営利を目的としないもの。ただし、事業の収益の全額を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合又は実費相当額を入場者、参加者から徴収する事業である場合はこの限りでない。

キ 日野市内が開催地である事業であり、広く一般に開放されるもの。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。

ク 法令又は公序良俗に反しないもので、その他社会的な非難を受けるおそれのないもの

(後援の申請)

第3条 市の後援を受けようとする事業の主催団体は、原則として後援名義使用開始の1カ月前までに、次に掲げる書類を添えて、日野市後援名義使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 団体等の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(後援の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じ関係部課長の合議を経て、第2条に規定する後援の基準により可否を決定し、事業の主催団体に日野市後援名義使用承認決定通知書（第2号様式）又は日野市後援名義使用不承認決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認する場合において、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) パンフレット、ポスター、その他印刷物等に後援の旨を表示するときは、事前にその内容を提出すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、公衆衛生及び事故防止等に十分な措置を講ずること。
- (3) 事業について、市は事務分担及び経費負担を一切しないものとする。
- (4) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。また、その際、市は一切の責任を負わないこと。
- (5) その他、市長が特に必要と認めるもの

3 市長は、後援の事業の実施に必要と認めるときは、次の各号に掲げる記念品に「日野市長賞」の名称の使用を承認することができる。

- (1) 賞状
- (2) トロフィー
- (3) カップ
- (4) 盾
- (5) 前各号以外の記念品

4 前項第1号の賞状は、事業の主催団体が作成し、市は日野市長之印の押印のみ行う。

5 第3項第2号から第5号までの記念品には個人名をいれず、「日野市長賞」と表示するものとする。

(申請事項の変更)

第5条 前条の規定により承認を受けた主催団体は、承認に係る事業に変更が生じたときは、速やかに日野市後援名義使用承認事項変更届(第4号様式)を市長に届け出るものとする。

(名義使用の取消し)

第6条 市長は、承認を受けた主催団体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第2条の基準に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後援の名義使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(実績報告)

第7条 承認を受けた主催団体は、事業が終了した後、速やかに日野市後援名義使用実績報告書(第5号様式)に決算報告書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて議事録等の詳細資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

日野市後援名義使用申請書

年 月 日

（あて先）日野市長

【申請者】 団体名
代表者職・氏名
住所（〒 - ）

【担当者】 電話（日中の連絡先）
※担当者が異なる場合はご記入ください。
担当者氏名
住所（〒 - ）

電話（日中の連絡先）

※通知の送付先 代表者・担当者（いずれかに○印）

日野市の後援を受けたいので、日野市後援名義使用に関する事務取扱要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名	
実施期間（日時）	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
実施場所	
事業内容	
名義使用の公表	無 ・ 有（ポスター・チラシ・ホームページ・その他）
入場料等の徴収	無 ・ 有
他団体の名義使用	無 ・ 有（団体名）
日野市長賞の使用	無 ・ 有（賞状・トロフィー・カップ・盾・その他）
宣誓事項 ※確認の上、口にチェック を入れてください。	<input type="checkbox"/> 宗教的、政治的、暴力的目的を有する団体ではありません。 <input type="checkbox"/> 宗教的目的、政治的中立性の趣旨に反する目的、特定の主義主張の浸透を図る目的を有した事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 営利を目的とした事業ではありません。
添付資料	・事業計画書・事業予算書・団体の規約等・その他（ ）

第 号
年 月 日

様

日野市長

日野市後援名義使用承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった日野市後援名義使用については、下記のとおり承認といたします。

記

事業名	
承認事項	日野市 後援
期 間	承認の日から 年 月 日 まで
日 野 市 長 賞	
条 件	(1) パンフレット、ポスター、その他印刷物等に後援の旨を表示するときは、事前にその内容を提出してください。 (2) 事業の実施に当たっては、公衆衛生及び事故防止等に十分な措置を講じてください。 (3) 事業について、市は事務分担及び経費負担を一切行いません。 (4) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告してください。また、その際、市は一切の責任を負いません。 (5) 事業終了後は、速やかに実績報告書・決算報告書を提出してください。 (6) 事業内容に変更等がある場合は、承認事項変更届を提出してください。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市長

日野市後援名義使用不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった日野市後援名義使用については、
下記のとおり不承認といたします。

記

事 業 名	
不 承 認 の 理 由	

日野市後援名義使用承認事項変更届

年 月 日

（あて先）日野市長

【申請者】 団体名
代表者職・氏名
住所（〒 - ）

【担当者】 電話（日中の連絡先）
※担当者が異なる場合はご記入ください。
担当者氏名
住所（〒 - ）

電話（日中の連絡先）
※通知の送付先 代表者・担当者（いずれかに○印）

年 月 日付け 第 号で日野市後援の承認を受けた事業について、申請内容の変更等がありましたので、日野市後援名義使用に関する事務取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
実施期間（日時）	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分

1 申請内容の変更

変更事項	内容	変更前	変更後
理由			

2 承認の取消し

理由	
----	--

第5号様式（第7条関係）

日野市後援名義使用実績報告書

年 月 日

（あて先）日野市長

【申請者】 団体名
代表者職・氏名
住所（〒 - ）

電話（日中の連絡先）
※担当者が異なる場合はご記入ください。
【担当者】 担当者氏名
住所（〒 - ）

電話（日中の連絡先）
※通知の送付先 代表者・担当者（いずれかに○印）

後援名義の承認を受けた事業について、日野市後援名義使用に関する事務取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

事業名	
実施期間（日時）	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
実施場所	
参加人員	人
他団体の名義使用	
事業内容 （結果等）	
日野市長賞内容 （結果等） ※該当する場合のみ記入	
その他	
添付資料	・決算報告書・その他（ ）